

札幌市告示第 1453 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 27 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 指定管理者の名称

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所在地
札幌市中央老人福祉センター	札幌市中央区大通西 19 丁目
札幌市東老人福祉センター	札幌市東区北 41 条東 14 丁目
札幌市白石老人福祉センター	札幌市白石区栄通 6 丁目
札幌市厚別老人福祉センター	札幌市厚別区厚別中央 1 条 7 丁目
札幌市豊平老人福祉センター	札幌市豊平区中の島 2 条 3 丁目
札幌市清田老人福祉センター	札幌市清田区清田 3 条 3 丁目
札幌市南老人福祉センター	札幌市南区石山
札幌市西老人福祉センター	札幌市西区二十四軒 4 条 3 丁目

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

#### 4 管理業務の範囲

- (1) 施設の維持及び管理（市長が別に定めるものを除く。）
- (2) 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和40年条例第30号）第2条第1項各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 使用承認等に関すること
- (4) 上記業務に付随する業務

#### 5 利用料金に関する事項

##### (1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第2条第1項第3号及び第4号に定める事業の利用に係る料金を自らの収入とすることができる。利用料金は、札幌市が札幌市老人・身体障害者福祉施設条例で定める使用料の額と同額とする。

##### (2) 還付

指定管理者は、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例第11条第4項の規定により利用料金を還付することができる。

##### (3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととする。